

## 「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」解説

名称

鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例

### 【説明】

- ・観光客を含む滞在者、市民及び事業者に対して公共の場所において遵守いただきたいマナーの呼びかけを行うことから、「公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」としました。
- ・ここでいうマナーとは、他者に不要な不快感を引き起こさない所作や振る舞いを心掛けることです。

(目的)

第1条 この条例は、本市の公共の場所におけるマナーの向上について、基本理念及び必要な事項を定め、市、市民、事業者及び滞在者等の責務を明らかにすることにより、もって市内における良好な環境の保全及び快適な生活環境を保持することを目的とする。

### 【説明】

- ・この条例の制定目的を規定しています。
- ・この条例は、市内の公共の場所におけるマナー向上による良好な環境の保全及び市民等の快適な生活環境の保持を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を図るものです。
- ・滞在者等としているのは、第2条で定義するように滞在者のみならず通過者も含むためです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 滞在者等 観光旅行者、市内に通勤又は通学をする者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 公共の場所 海岸、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする屋外の場所をいう。
- (5) 迷惑行為 別表に掲げる行為をいう。

### 【説明】

- ・この条例の中で使われる用語のうち意義を明確にする必要のある用語の意

味を明らかにしています。

- ・「事業者」については、事業活動を個人で行っている人も含めた市内の企業、宗教法人、市民活動団体などの団体とそこで活動する人を指しています。
- ・「滞在者等」については、観光旅行者のみならず、観光目的以外で、例えば、スポーツやハイキングを目的として本市を訪れた人を含み、市民、事業者以外の本市を訪れた全ての人となります。
- ・本市で紹介するハイキングコースについては、「公共の場所」のうち不特定かつ多数の者が出入りする屋外の場所に包含されます。

(基本理念)

第3条 本市が「住んでよかった、訪れてよかった」と思われる成熟した観光都市となるため、また、多くの人から愛され、誰もが気持ち良く過ごすことができる場所であるために、市、市民、事業者及び滞在者等は公共の場所におけるマナーの向上に努めるものとする。

【説明】

- ・平成28年度から平成37年度までの10年間の本市の観光分野の計画である第3期鎌倉市観光基本計画では、「誰もが『住んでよかった、訪れてよかった』と思える成熟した観光都市」を目指すことを基本理念として掲げており、本条例でも、マナーの向上を通じてあらゆる主体が連携・協力して、成熟した観光都市を目指すことを基本理念としています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共の場所における迷惑行為の未然防止に努めるとともに、マナーの向上を推進するため、市民、事業者及び滞在者等に対する意識の啓発を図り、必要な施策を実施するものとする。

【説明】

- ・この条例において、「市」とは鎌倉市の行政機関のことを指しています。
- ・市は、迷惑行為の防止、マナーの向上を推進するため、また、市民、事業者、滞在者等のマナーに対する意識を高めるため、必要な施策として、例えば、SNSによる情報発信や看板の設置等を実施していきます。
- ・本条例は、禁止や規制を目的として制定したものではなく、「こういう条例があるので皆で守っていきましょう」と呼びかけ、お互いにマナーを守ることを通じて良好な環境を保全し、快適な生活環境を保持することを目的として制定したものであり、禁止や監視を施策として推進するものではありません。

(市民及び滞在者等の責務)

第5条 市民及び滞在者等は、基本理念にのっとり、公共の場所における迷惑行為（他の法令の規定により禁止されている行為を除く。以下同じ。）を行わないように努めるとともに、マナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

- ・マナーの向上は、市の取組だけでできるものではないと考えています。
- ・既に市民は自ら良好な環境の保全及び快適な生活環境の保持を目的としてマナーに配慮していると認識しているものの、事業者、滞在者等も含め、改めて条文の中で、鎌倉市に関わる全ての人の責務を明記することで、「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を図るものです。
- ・「（他の法令の規定により禁止されている行為を除く。以下同じ。）」とは、例えば、道路交通法（第76条第4項第2号）では、道路において交通の妨害となるような方法で立ち止まっていることが禁止されており、このことについては本条例の中の迷惑行為に該当しています。法律で禁止されている行為であることから、行わないように努めるものではなくやっつけいけない行為であるため、行わないように努める行為から他の法令の規定により禁止されている行為を除くこととしています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行う地域その他の地域の公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上に努めるとともに、従業員に対する意識の啓発に努めるものとする。

2 事業者は、公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

- ・ここでは事業者の責務を明記しています。
- ・既に市内の事業者についても、良好な環境の保全及び快適な生活環境の保持を目的としてマナーに配慮していると認識しているものの、「市民及び滞在者等の責務」の説明と同様、改めて責務を明記しています。

別表（第2条）

1 土地所有者、管理者その他の許可の権限を有する者の許可無く行う次に掲げる行為

(1) 車道において、立ち止まる等車両の通行の妨げになるような方法で撮影を行うこと。

- (2) 線路の周辺等危険な場所で撮影を行うこと。
  - (3) 山道等通行の用に供された場所から、その場所の外へ立ち入ること。
  - (4) むやみに竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
  - (5) 広場又は山道等において、草木その他の燃焼のおそれのある物の付近で火気を使用すること。
  - (6) 誤った情報を表示し、又は他者の通行に支障を及ぼすような看板を設置すること。
  - (7) 山道等の狭あいな場所又は混雑した場所で、走りながら歩行者等を追い越し、若しくはすれ違いを行うこと、又は競技会等を開催すること。
- 2 次に掲げる行為
- (1) 山道等の狭あいな場所又は混雑した場所へ、自転車又はバイク等の車両により歩行者に危害を及ぼすような乗り入れを行うこと。
  - (2) 狭あいな場所又は混雑した場所で、歩行しながら飲食を行う等他者の衣類を汚損するおそれのある行為をすること。

**【説明】**

・ 1 (1)

道路交通法上、道路において交通の妨害となるような方法で立ち止まっていることが禁止されているものの、現在、多くの方々から指摘のある鎌倉高校前駅付近の撮影行為を念頭に置き、「立ち止まる等車両の通行の妨げになるような方法で撮影を行うこと」を迷惑行為としています。

・ 1 (2)

「線路の周辺等危険な場所で撮影を行うこと」としては、線路に身を乗り出したり、車道に身を乗り出したりした撮影を想定しています。

・ 1 (3)

「山道等通行の用に供された場所から、その場所の外へ立ち入ること。」については、従来から人が通過する道や通路として使われてきた山道やハイキングコースであれば、コースを外れた場所に進入することで、植物を傷付けてしまうことや、個人宅の庭に入ってしまうことを想定しています。

・ 1 (4)

許可無く植物等を伐採する行為を想定しています。

・ 1 (5)

火災の危険性があるような場所での火気の使用を想定しています。

・ 1 (6)

誤った情報を表示する看板とは、誤った方向に誘導する看板や誤った情報を掲載している看板の設置を想定しています。また、通行に支障を及ぼすような看板については、例えば、歩道に土地所有者や管理者の許可なく設置さ

れた看板を想定しています。

・ 1(7)

文言については次のように整理しています。

- 「山道等」とは山道のほか、街中の路地も想定しています。
- 「狭あいな場所」とは、概ね成人の人がすれ違える程度の幅以下の場所を想定しています。
- 「混雑した場所」とは、人と人が接触してしまうほどあるいはそれに近い状態の場所を想定しており、ハイキングコースで比較的道幅の広い場所を団体で歩いているような状態も混雑した状況と考えます。
- 「競技会等」については、競技会のほか、講習会や練習会という名目で時間を競うものも含まれます。
- 「歩行者等」については、歩行者のほか、立ち止まって休憩されている方や作業をされている方を含みます。

- ・ 2(1)及び(2)については、土地所有者や管理者の許可があったとしても、第三者に不利益が発生するおそれがあることから、土地の所有者、管理者や許可の権限を有する者の許可の有無に関係なく迷惑行為としています。

・ 2(1)

「危害を及ぼすような乗り入れ」については、例えば、見通しの悪い山道等の下り坂で、歩行者がいるような場所を走り下りるといった他者への配慮を欠いた乗り入れは、怪我や重大な事故に繋がりがねないことから、迷惑行為として考えています。

・ 2(2)

「歩行しながら飲食を行う等他者の衣類を汚損するおそれのある行為」については、人と人が接触してしまうほどあるいはそれに近い状態で歩行しながら飲食すること等により他者の衣類を汚損してしまう可能性を想定しています。

- ・ ごみのポイ捨て、路上喫煙、深夜花火、自転車放置及び落書きについては別の条例で規定されており、ここでの記載はしていません。